

## フランス氏名制度小史（二・完）

その他のタイトル	Short History of Names in French Law (2)
著者	木村 健助
雑誌名	關西大學法學論集
巻	13
号	2
ページ	105-130
発行年	1963-09
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/00027630">http://hdl.handle.net/10112/00027630</a>

# フランス氏名制度小史 (二・完)

木村健助

## まえがき

- 一 ガリア人の名(紀元前)
- 二 ガリア・ローマ人の氏名(二世紀―五世紀)
- 三 フランク人の名(五世紀―八世紀)
- 四 フランス氏名制度の萌芽(八世紀―一〇世紀)
- 五 洗礼名の普及(一〇世紀―一四世紀)
- 六 *salmon* の相続(同前)――以上、一巻一頁所載――
- 七 氏の固定(一四世紀以後)
- 八 身分登録の実施(一四世紀―一六世紀)
- 九 身分登録簿の整備(一七世紀―一八世紀)
- 一〇 氏の変更の禁止(一五世紀―一七世紀)
- 一一 洗礼名の変遷(一五世紀―一七世紀)
- 一二 革命時代の立法(一七八九年―一八〇四年)

## 七 氏の固定(一四世紀以後)

中世の末から近世にかけて、フランス氏名制度の確立したのが、この時代である。氏については、*sunom* 相続の普及によって国内一般に氏の形成が行われてきた。洗礼名については、純然たる個人名としての性質を一そう明らかにした。人名制度が、個人の洗礼名と偶然的な *sunom* との結合という中世システムから、一つまたは二つ以上の名と相続的な氏との結合という近代システムに移行するには数世紀を要したが、それが、この時代を通じて行われたのである。<sup>(1)</sup>

氏が固定してくると、固定を確実に維持しなければならない。そのためには、氏の公認または公証が必要であり、また氏の変更をしないようにしておかなければならない。身分登録の制度と改氏禁止令は、このような要請に応ずるためだったのである。氏の固定と不変が、これらの方法によって確保されると、第一には、本人については、人別を明らかならしめ、他人との混同や他人の冒称を防ぐことができる。また、その家系全体として、名誉と信用を享受することができる。第二には、公共の側から見れば、各個人の人定を確実ならしめることによって、治安取締りの万全と取引の安全を期することができる。

しかし、このように重要な身分登録が、国の公の制度となつて、身分登録簿が完備するようになったのは、フランスのみでなくヨーロッパのいずれの地方でも、あまり古いことではなくて、フランスでは中世末期以後のことである。しかし、身分登録の前身に当るようなものが早くから実施されていないのではなかった。カトリック教会の登録簿が、そのような役目を果していたのである。すなわち、身分登録は、教会の登録簿に遡ることによって、その起源をたずねることができるわけである。<sup>(2)</sup> 教会では、洗礼登録簿 (*registre des baptêmes*) を備えていた。ブリッソーのいうところによれば、すでに古く五世紀ころに、僧侶が洗礼名簿をつくっておく風習があったそうである。しかし、こ

の風習はその後すたれて、ふたたび中世の末ころにいたって、司教たちの命令で、洗礼登録簿をつくることになったのだと<sup>(3)</sup>。洗礼登録簿とは別に、婚姻の際に、また埋葬の際に、司祭がお布施として受け取った金銭を記しておくための会計帳簿が備えられてあった。この帳簿は、洗礼登録簿とはやや性質を異にするものであったが、これが後の婚姻登録と死亡登録の起源になったことは明らかである。<sup>(4)</sup>

氏の変更をさせないようにするということは、氏の固定が始まるとともに、当然に必要となつて来たことである。しかし、これが改氏の禁止令として現われたのは、いつころからか、確かなことはわからないが、後に述べるように、一五世紀以後については、やや明らかである。

注1 Paul Label, *Les noms de personnes en France*, 5e édition, 1962, p. 62. —この書物は、Que sais-je 文庫の一冊として1946年に初版が出たものであるが、昨年五版の改訂版ができたので、本稿前回は旧版によつたが、今回は以下この改訂版によることにした。

2 Planiol, *Traité*, no. 459; —Jean Imbert, *Histoire du droit privé*, 1950, p. 72, 74.

3 J. Brissaud, *Manuel d'histoire du droit privé*, 1908, p. 832.

4 A. Esmein, *Cours élémentaire d'histoire du droit français*, 15e édition, 1925, p. 739; —Planiol, *Traité*, n° 459; —Beaune, p. 363 note.

## 八 身分登録の実施（一四世紀—一六世紀）

フランスは、世界中で最も豊富な身分登録簿を備えてきたといわれている。今日知られている一番古いものとしては、一三三四年のブルターニュ地方のサオヌ・エ・ロワール県ジヴリ Givry の町の教区の登録簿である。おそらく、これは非公式の登録簿だったのだろう。<sup>(5)</sup> 正式に司祭たちに対して登録簿を備えつけることが命ぜられたのは、一四〇六年、ナントの司教アンリ・ル・バルビュによつてだからである。<sup>(6)</sup> この当時作られた登録簿はもとより不完全なもの

であつたし、また大部分は滅失している<sup>(8)</sup>。その後、一五世紀の終りまでには、ひろく登録簿が備えつけられたので、現在保存されているものも相当に多い<sup>(4)</sup>。その中で最も古いものは、一四五一年から一五二八年までのロス・ランドリウ Roz-Landriens (イル・エ・ヴィレーヌ県) の洗礼登録簿である<sup>(5)</sup>。

一五三九年には、フランスア一世の有名なヴィレ・コトレの王令 (Ordonnance de Villers-Cotterets) が公布された。この王令の第五〇条・第五一条は、フランス王の全領土の司祭たちに、洗礼と埋葬の登録簿を完備することを命じたのであつた<sup>(6)</sup>。登録簿には氏と名とを共に登録せねばならぬと定められていたから、これによって洗礼名と共に氏が明確に公認されることになつたのである<sup>(7)</sup>。この王令は、すでに少なくとも都市では慣習として、数世紀にわたって根を張ってきた登録簿を、全地方に一般化さそうとしたのである。しかし、地方によっては、氏が十分に固定しないところもあつたし、まだ氏をもたないで名だけしか称していない人々も残つていた。ペアルン地方の山間の谷合いに住んでいて、周囲から忌み嫌われて特殊の部落をつくつていた *cagots* たちは、その後長く一七世紀ころまで氏をもたなかつたといふことである<sup>(8)</sup>。

ヴィレ・コトレの王令の規定は、洗礼登録簿に、各個人の出生の日時を明らかに記載すること、この記載が完全な公信力を有することを定めていた<sup>(9)</sup>。これらの登録簿は、まだ不完全な点もあつたが、実際上は大いに役立った。当時多くの人々は、殊に老年者は、自分の年齢も正確には覚えていなかったし、親たちは子どもの生まれた年月日を、祈禱書や小説書などの余白に書き入れておいて、わずかに備忘の用にあてたような状態だったので、教区に備えつけられた登録簿は次第に利用されるようになったからである。しかし、この王令は、洗礼登録簿が公証人の検認を受けなければならぬといふことを規定していたので、司祭側の不満を買い、登録簿整備の規定が完全には守られなかつた

ようである。<sup>(40)</sup> アンリ・ポヌも、この王令の意図した革新は、第一には教区登録を広げることであり、第二には登録の内容を完全ならしめることであり、第三には従来の任意登録を強制的ならしめることであって、この第三の点が最も重要なのであったが、当初は十分には実行されなかったといっている。<sup>(41)</sup>

ヴィレ・コトレの王令は、カトリック教徒の登録簿の整備を目的として定めたものであるが、国内には、すでに新教の信徒団もできていたので、これらの人たちの登録もまた必要だと考えられていた。アルザスのルーテル派については、一五二五年以来作成されていたし、またその後、カルヴィン派の登録簿も一五五七年から調製された。そして、一五五九年五月の全国宗教会議の決議は、一般に新教徒の登録簿も整備されるべきものと定めた。<sup>(42)</sup> トレントの会議も一五六三年に、洗礼登録簿を整備するべきことを決定し、また婚姻登録簿を整備するべきことにした。<sup>(43)</sup> 更に一五七九年五月にいたって、ヴィレ・コトレの王令の趣旨を一そう強化し、その規定を補充したのが、プロアの王令 (*Ordonnance de Blois*) の規定であった。王令の第一八一条は次のように定めている。「人々の出生、婚姻、死亡および埋葬に関して、しばしば法廷において行うべく余儀なくされるところの証人による立証を避けるために、裁判所書記課は、毎年、その管内の総べての司祭または助司祭をして、年度終了後二个月内に、その年度に作成したその教区の洗礼、婚姻および埋葬の登録簿を提出せしめるように、督促すべきことを命ずる」と。<sup>(44)</sup>

これらの王令によって定められた洗礼登録簿も、登録簿それ自体は、簡単な手帳が用いられていたに過ぎない実状であって、その内容の正確さは、十分に保証されているものではなかった。例えば、差し替えたり、抜き取ったり、挿入したりすることも容易であった。その上に、最も重大な欠陥としては、登録簿の記載が、法廷において完全な信憑性をもつものとされるのかどうか、プロアの王令もこれを明白には規定していなかった点である。<sup>(45)</sup> しかし、この欠

片も、後まもなく改められることになったのは、後に記す通りである。

身分登録簿を、カトリックの信徒でなく者にしてつても完備するために、一七八七年一月に、ルイ一六世の王令が出された。その二年後に革命が起り、革命政府は第一に身分登録制度の非宗教化を宣言した。このことは後述する。

- 註1 Pierre Durye, *La généalogie*, 1961, p. 87;—Cf. Planiol, no. 459.
- 2 Brissaud, p. 832-833;—Durye, p. 87;—Beaune, p. 363 note;
- 3 Esmein, p. 833;—Dauzat, p. 40.
- 4 Dauzat, p. 40.
- 5 Durye, p. 87;—この登録簿を保存している中野村とコト村 例を南部地方の Lavaur には一五〇八年以来のものを、また Antibes には一五五五年のものがある。—Jean Favier, *Les archives*, 1959, p. 106.
- 6 Brissaud, p. 833-834;—Esmein, p. 738, 739;—Jean Imbert, *Histoire du droit privé*, p. 72;—Durye, p. 87.
- 7 Dauzat, *Noms de famille*, p. 40;—Dauzat, *Histoire de la langue française*, 5e édition, 1959, p. 76.
- 8 Dauzat, *Noms de famille*, p. 40-41;—Brissaud, p. 859, 770 cagot とその名に「フロンヌス」の方言の「フ」語源は「フロンヌス」と誤記され「フロンヌ」に誤り、その名は「フロンヌス」である。
- 9 Brissaud, p. 833-834;—Esmein, p. 739.
- 10 Planiol, n° 460.
- 11 Beaune, p. 364.
- 12 Durye, p. 88.
- 13 Planiol, n° 460;—Durye, p. 87.
- 14 Beaune, p. 364;—Planiol, no. 460
- 15 Beaune, p. 364.

九 身分登録簿の整備（一七世紀—一八世紀）

プロアの王令の規定の欠陥を補強し、身分登録の公信性を明白にしたのは一六六七年四月の王令である。この王令は、民事訴訟手続を規定したものであるが、その中で、身分登録簿を正副二通作成すべきことを命じ、また司祭たちによって保管されている身分登録簿が、裁判所において公正な証拠たりうることを明らかにした<sup>(1)</sup>（同令二〇）<sup>(7)</sup>。

身分登録は、カトリック教徒——人民の大多数がそれであったが——に限らず、総べての人民に実施されなければならない。そこで、新教徒についても、すでに記したように、一五五九年の全国宗教会議が、ひろく新教徒の登録簿を整備すべきことを決議していたが、アンリ四世は一五九八年のナントの王令 (Edit de Nantes) で、新教徒に対して信仰の自由を認めると共に、新教の牧師たちに対して、新教徒の身分登録の事務を掌管することを命じた。ところが、その後一六八五年にいたって、時の国王ルイ一四世が、このナントの王令を取消して、身分登録の法的効力を認めないことにしてしまった。その後一〇〇年間、ルイ一六世が一七八七年の王令で再び新教徒の身分登録を許すまで、身分登録は禁止されていた<sup>(2)</sup>。しかし、新教の牧師たちは禁制を侵して、教区の信徒の登録簿を作成していた。これらの登録簿は「曠野の登録簿」 (Registre du Désert) と名付けられ、その中のいくつかは今日まで伝えられている<sup>(3)</sup>。この禁制の期間、新教徒たちは、森の中や洞穴の中で集会をつづけていたので、それを「曠野の教会」 (Eglises du Désert) と称していたところから、登録簿にも右のような名称がつけられたものであろう。この期間に生まれた子の出生は、総べて教区のカトリックの司祭に届け出ることになっていた。カトリックの洗礼を受けなかった子は、出生について公証の利益を与えられなかった<sup>(4)</sup>。

身分登録のない人々として、このほかに多数のユダヤ人がいた。ユダヤ人は、きわめて古くから、フランスの南東部地方に居住していたが、一三世紀・一四世紀の歴代の国王に迫害を受け排斥されて、アヴィニョン付近に集合して



しまった。これらのユダヤ人たちの大部分は、相続的な *surnom* を称していたが、その中には、自分たちが追われた元の住居の町の名を *surnom* として名乗っているものがかなり多かった。<sup>(5)</sup>しかし、かれらに身分登録が許されたのは、アヴィニョンにおいて、ようやく一八世紀の中ごろ一七六三年からであった。<sup>(6)</sup>また、これより先、一六世紀ころに、スペインやポルトガルから相当数のユダヤ人が入って来て、ポルドーやバイヨンヌに住みついたが、これらのユダヤ人たちは、すでに一般に氏を称していた。<sup>(7)</sup>これらの者の身分登録については明らかでないが、おそらく登録簿は作られていなかったろうと考えられる。アルザス・ロレーヌ地方にも、ユダヤ人の定住する者が多かったが、この地方は一六世紀中葉から一八世紀なかばまでに次第にフランスに併合されて、ストラスブールやメッツでは、身分登録簿を作成することが許されていたが、それ以外の地域では登録は認められなかった。<sup>(8)</sup>メッツでは、一七一七年からユダヤ教徒団の登録簿が備えられた。メッツ市では、ユダヤ人団体の手によって、市内に居住しているユダヤ人家族の全人口調査が行われ、その身分登録を出生届と対照して確定するようにした。

注1 Beaune, p. 365 ;—Plantol, no. 460 ;—Dauzat, Noms de famille, p. 41.

2 Brissaud, p. 834 ;—Plantol, n° 461 ;—Durye, p. 88.

3 Durye, p. 88.

4 Beaune, p. 367 ;—Plantol, n° 461.

5 Dauzat, Noms de famille, p. 249.

6 Durye, p. 88.

7 Dauzat, Noms de famille, p. 250.

8 Beaune, p. 370-371.

9 Durye, p. 88.

一〇 氏の変更の禁止（一五世紀—一七世紀）

氏が相続性を帯びて固定してくると、氏の固定を保ち、これを変更しないようにしなければならぬ。人定について、また身分関係について混乱を生ずるからである。まず、氏は任意に変更することを禁止しなければならない。改氏の禁である。

一四七四年に、国王ルイ一一世の特許状をえて、国王の秘書官 Jean de Caumont という者が、自分の氏 de Caumont を変更して、de Chaumont に改めた。簡単な綴字の変更に過ぎない。変更の理由は明らかでないが、この新旧二つの氏は、いずれも地名に由来するものであって、旧の氏の地方訛りを厭って改めたものであろうといわれている。<sup>(3)</sup> この改氏特許の直後、やはり同じ一四七四年に、国王から特許をえて、Olivier le Mauvais という者が、le Mauvais という氏を改めて le Daim とした。<sup>(3)</sup> この場合は、元の氏を嫌った理由がよくわかる。この二つは、今日知られているところでは、最も古い改氏特許状の例なのである。これらの例でわかるように、一五世紀なかばころには、すでに、氏の変更は国王の許可がなければできなかつたのである。氏の変更は原則として禁止されていたのである。氏の変更は国王の特許を要したのは、それを規定した明文の法令があつたためか、または、最高権力者によって承認してもらつたという慣習があつたことか、その辺までは明らかでない。<sup>(3)</sup>

次の一六世紀の始めになって、フランスア一世から改氏の特許をえた例の中には、Badin(愚鈍な)とか、Couillaud(大きな壘丸をもつた)とか、Pineau(松かさ)とかいう氏が見られる。<sup>(4)</sup> このようなふざけた下卑な名字は、もとより最初あだ名であつたものが次第に氏となつて固定したもので、この種の形容の粗野は、世代がかわつて子孫の生活

が向上してくると、氏としては稱するに堪えないことになる。そこで、新しい氏として選んだのは、de Rochefort とか、de Vaucelles とか、領地の地名をとって上品な貴族的な氏だったのである。<sup>(5)</sup>

氏の変更を禁止する法令として最も古いとされているのは、アンリ二世の一五五五年三月二六日のアンボアズの王令 (Edit d'Amboise) である。この王令は、「氏と紋章の偽称を防ぐために、すべての者に対して、免許の状を得ずして氏を変更することを禁止する。これに反するものは、偽造者として一〇〇〇リヴルの罰金を科せられ、紋章および貴族の特権を剝奪される」と規定した。この王令は三つの原則を立てている。第一には、国王のみが氏の変更または附加の許可を与えることができるということ。第二には、氏の変更の許可は、他人の権利を害しない場合にのみ与えられること。第三には、氏および紋章の変更は遺言によっても申請することができる。但し、男系の血族からの異議の申立のない場合に限ることである。<sup>(6)</sup> ついで、有名な禁令は、ルイ三世が一六二九年に公布した王令、ミッシュー法典 (Code Michau) の規定である。<sup>(7)</sup> この法典の第二二一条の規定は、貴族に対し、領地の名を署名として用いることを禁止し、これに違反して署名した証書類および契約書類は無効とするとした。しかし、この条文の解釈として、パリ高等法院のいうところによれば、署名として領地の名だけを用いるのは禁止されたのであるが、氏を記したのに付け加えて地名を記すことは、規定に反するものではないというのである。この解釈は、実は、古法時代を通じて行われた地名を氏に附加して記す慣習を尊重したものに過ぎない。また、この慣習は、貴族についても平民についても、ともに認められていたものと考えることができる。<sup>(8)</sup>

注 1 Dautat, Noms de famille, p. 344, 345—Dautat, Dictionnaire étymologique des noms de famille et prénoms de France, p. 95, 118.

2 Lebel, p. 61;—Dautat, Noms de famille, p. 345;—Dautat, Dictionnaire, p. 169-170.

- 3 Cf. Dauzat, Noms de famille, p. 343.
- 4 Dauzat, Noms de famille, p. 345 ;—Dauzat, Dictionnaire, p. 20, 152, 485.
- 5 Dauzat, Noms de famille, p. 345 ;—Dauzat, Dictionnaire, p. 524, 587.
- 6 Sirey, Lois annotées, 1789 à 1850, p. 628 sous-note.
- 7 Planhol, n° 380 ;—Répertoire, Nom, n° 9.
- 8 Répertoire, Nom, n° 10.

### 一一 洗礼名の変遷（二五世紀—一七世紀）

中世のころまで、人名は、その人が洗礼の際に与えられた名が主たる名であった。この洗礼名に、付随的に *surnom* が付け加えられるようになり、これが次第に相続性を帯びて、氏に転化してきて、中世の終りには、多くの人々は氏名を名乗ることになったのである。

洗礼名は、その当時まで、むろん一つだけを命名されていたので、一つの洗礼名と一つの氏とを合せて、氏名として名乗るのが慣習だったのである。ところが、後世にいたって、洗礼名をいくつも付けるようになり、今日の民法典の身分登録の規定（三四条、五七条）には、洗礼名すなわち *prénom* は、一つまたは二つ以上を命ずることができるようになった。実際に、二つ以上の洗礼名をもっている者が多くなっている。正確な記録によって見ても、<sup>(5)</sup>五つも六つも付いている例が、少なくない。その中から、わたくしの拾ってみた最も数多い洗礼名をつけている例は、八つというものが №。Jean-Marie-David-Louis-Eugène-Paul-Edmond-Arthur と云うのであって、氏は Barthe de Sandfort である。一八七六年実在の人である。このような例は、極端な例であろうが、とにかく洗礼名が今日では複数になっているとい

うのが通例であろう。その複数の洗礼名の第一のを一つとって、これを氏と合せて称しているのが、通常の氏名なのである。

ところで、このような洗礼名の複数性ということは、いつ頃からどのような原因で始まったことだろうか。特にこのことについて詳しく記したものは見当たらないが、ただ、ドーザーの「フランス語の歴史」の中に、「ルネサンス時代に貴族の間で始まった洗礼名の複数性は、やがて他の社会階層の中にもひろがっていった」と述べてある。<sup>(8)</sup>

一五世紀から一六世紀のころは、氏の形成が、ようやく固定の段階に入った時代である。ヴィレ・ユトレの王令により、全国一般にカトリックの身分登録簿の整備が命ぜられたのも、一六世紀の中葉であった。氏の全般的な実態についても、ようやく明らかになってきたとともに、名 (*prénom*) すなわち洗礼名についても、この時代以後の事実を研究するのは、一そう容易になったし、また特別の研究にも値するといわれている。<sup>(9)</sup> 当時の洗礼名に現われた変化の第一は、右に述べたように、その複数化である。この風習は、貴族の間で生じたことであるが、何故に貴族が洗礼名をいくつも命ずるようになったのか、正確な原因はわからないが、おそらく形式を飾るということのためだったろうと推測される。氏の方は、貴族は、その領地の地名を、*de* という “*particule nobiliaire*” (貴族用単綴語) によって付加するのが氏の貴族化をするし方であった。しかし、名の方は、貴族たることを表示しうるような特別な方法はなかった。洗礼名は、すべての人が聖徒の名を選んで、命名すべきことを、トレントの会議 (一五四三—一五六三年) も、強制的に決定している。もとより、洗礼名としては、父祖の称していたゲルマン系その他の名を襲うものもあって、聖徒の名を用いようとする教会の規定が厳格に実行されたわけではなかった。しかし任意に選名源を他に求めるということは少なくなっていた。貴族たちは、これらの慣例上の選名源の中から、いくつもの名を、例えば父祖

の名や聖徒の名の中から、生児の洗礼名を選んだのであった。このように、誇るべき父祖の名、守護を垂れる聖徒の名の中から、洗礼名をいくつも選んで、名の豪華さを示すためであった。この貴族の風習は、まもなく平民たちの間にも伝染していったことは察するに難くない。

洗礼名に見えている第二の変化は、いかなる名が選ばれるかという *mode* についての变化である。選名はいつの時代にも流行に支配されるということは争えない事実である。洗礼名としては、早くから一般に聖徒の名が選ばれていたことは、上来しばしば述べてきたところであるが、聖徒の名の中でも、選ばれる名は *St. Jean* (聖ヨハネ) や *St. Pierre* (聖ペテロ) のように、いつの時代にも洗礼名として選ばれている名と、やはり時代の好尚に従っている名とがある。例えば、*saint Martin* は、四世紀にトゥール *Tours* の司教をつとめ、ガリア地方の伝道に力を尽した人であって、フランスの土地に基督教の信仰をひろめた第一の功労者であろう。だから、この *Martin* という名が中世の洗礼名として好んで選ばれたことは、想像に難くない。<sup>(4)</sup> しかし、中世のこの *Martin* という名の流行は、やがて中世末になるとすたれてしまった。<sup>(5)</sup> だが、*Jean* や *Pierre* は、依然として多い洗礼名であった。*Martin* とは逆に、中世末に非常に数が増していた洗礼名は、例えば *Guillaume* である。中世末期に最も流行した洗礼名の一つである。<sup>(6)</sup> *Guilman* 系の名であって、封建貴族の間で殊に愛用されたのが、ひろく普及したのである。<sup>(6)</sup> *Charles* とか *Henri* とか *Louis* とかいう名もまたこれと同じカテゴリーの洗礼名であって、中世の封建制度の中で襲用されてきたものである。<sup>(9)</sup> これらの洗礼名は、最初貴族の間では、血統や家系に従って、一種の襲名が行なわれたようである。

女子の洗礼名は、一一世紀ころまでは、貴族の女性について知られている程度で、あまり詳しくは伝えられていない。<sup>(5)</sup> 一二、三世紀以後のものは、ようやく多く見ることができるといえる。<sup>(10)</sup> 中世末、一般的に聖徒名が用いられるようになる

と、女兒にも洗礼名として聖女の名が与えられるようになった。例えば Marie は最もしばしば用いられた名であるが、Anne とか Madeleine とか Marthe とか Elizabeth などとも、ひろく普及した洗礼名であった。<sup>⑤</sup>

洗礼名について、中世末から著しく目につく変化のも一つは、愛称 (hypocoristique) 的な変形・転形が多くなつたことである。選名は、範囲が比較的狭い上に、時の好尚に投じた名に集中するので、流行の名をいろいろ変化させて用ゐるようになったのである。例えば、先に挙げた Guillaume の転形として、Guillemet, Guillemet, Guillemint, Guillet, Guilhem, Guillerme など、全国にわたつて無数である。また Marie についで、Marielle, Mariette, Marion, Mariotte など、<sup>⑥</sup> 一般に愛称の最も流行したのは、一四世紀から一五世紀にかけてであつて、極端な例としては、ただ一つの名から転形して、おびただしい数の洗礼名が作られたものもある。中世末から近世始めには、狭く源名源から、このように豊富な洗礼名が生み出されていたのである。<sup>⑦</sup>

⑤ Jéréme, Dictionnaire des changements de noms de 1803 à 1956, 1957.

⑥ Dauzat, Histoire, p. 97.

⑦ Lebel, p. 62.

⑧ Dauzat, Noms de famille, p. 35.

⑨ Dauzat, Noms de famille, p. 104, 125. — Dauzat, Histoire, p. 54. — J. Martin やら、<sup>⑩</sup> 早く洗礼名として用ゐられ、後に転じた数多くの名が残つ、更にまた、今日フランス全国にわたつて地名となつて使われている。フランスの町村の名の最も多くな St-Martin の名 (Charles Rostaing, Les noms de lieux, 5e édition, 1961, p. 99). St. Martin に乗せしめ町名が、<sup>⑪</sup> 1790年〇〇〇〇〇〇を綴つてお綴りする (ハンヌン・キロン、平岡昇他訳「フランス史」十巻・三二頁)。

⑩ Dauzat, Noms de famille, p. 104.

⑪ Dauzat, p. 120.

⑫ Dauzat, p. 111. — キンナーニヤの「随想録」(一、四六)の中の話が引用されている。一二世紀のフランスでは、ノルマンディ侯がマロ

催された宴会に、ふとした思い付きで同じような名(洗礼名)の者が、それぞれに同じところに並んでみることにした。Guillaume という名の騎士だけで、その席に二〇人いたことである。これと同じ名でも、平民や給仕たちは数から除外してである。

10 Lebel, p. 46—48.

11 Lebel, p. 101—102.

12 Dauzat, Noms de famille, p. 90—91. Dauzat, Noms de famille, p. 120, 90; —Dauzat, Dictionnaire, p. 314, 416.

13 Dauzat, Noms de famille, p. 118.

## 一一一 革命時代(一七八九—一八一五年)の立法

革命時代の立法すなわち中間法の氏名に関する規定は、現行氏名制度の基本を定めたものであって、中間法によって、フランス近代氏名制度が完成したものといつてよからう。しかし、完成にいたるまでに、大きな動揺を経たこともまた免がれないところであった。

中間法において、まず完全な制度として確立されたのは、身分登録の制度であった。一七九一年九月三日—四日のフランス憲法、すなわち革命第一憲法の第二章第七条第一項は、有名な「法律は婚姻を民事契約としてしか考えない」という宣言であるが、その第二項に、「立法権は、すべての住民に対して差別なく、出生、婚姻および死亡を確証する方法を設け、それらの証書を受理し保管すべき公務員を任命する」と規定した。<sup>(1)</sup>この憲法の定めるところに従って、一七九二年九月二〇—二五日令が公布された。<sup>(2)</sup>この命令は、「市民の身分を確証する方法を定める命令」と名づけられ、第一章を、「出生、婚姻および死亡の登録簿を管掌すべき公務員」と題して、第一条には、「市町村は、今後、出生、婚姻および死亡を確証するための証書を受理して保管する」と規定し、第二章は「登録簿の保管および



寄託」と題し、第七条に、「各市町村においては、第一に出生、第二に婚姻、第三に死亡を確証するために、それら三種の登録簿を備えなければならない」とした。更に、第三章を「出生」と題して、その第七条に出生届出を規定し、「その届書には、子の出生の日・時・場所・その性別・子に与えられた名(Le prénom qui lui sera donné) 父母の氏・名、職業、住所、証人の氏・名、職業、住所を記載しなければならない」と規定した。

このように、身分登録制度が確立して、出生子の氏名の登録も完全に行なわれるようになった。この制度は、後の一八〇四年のナポレオン法典に受け継がれて現行制度のつくられた基本となったものである。しかし、氏名そのものについて、氏はいかにして決定されるか、出生子にはいかなる名が命名されるべきか、氏名は自由に変更することを許されるか、というようなことについては、これを直接に規定するところがなかった。後に述べるような混乱をひき起すことになった。氏名に関する中間法立法としての最初は、一七九〇年六月一九―二三日法である。<sup>(5)</sup>これは、アンシアン・レジームが終末を告げた翌年に、国民議会によって公布された命令であって、貴族制度の廃止を定めたものであった。その第二条には、「いかなる市民も、自己の真実の氏しか名乗ることができない……」と規定した。氏は、本来の氏を名乗るべきで、領地や所有地の地名を名乗ったり、これを付加したりすることを禁止したのである。貴族的な紛飾を一掃するためであった。<sup>(4)</sup>この規定は、氏名を整理し正常化して、健全な効果を挙げたものといつてよい。ところが、その直後、すでに述べたように、一七九一年の憲法(第二章第七条)が、すべての住民についての身分登録を非宗教化することを宣言し、これに関する規定を前記の一七九二年九月二〇―二三日の命令として設けたのであるが、この命令が、立法者の予想しなかった混乱を生ぜしめる原因となったのである。この命令は、すべて身分証書の取扱を、国の公務員の所管に属するものとし、身分の確認と身分登録簿の保管をさせることにしたが、氏名の

選択については、何らの制限的規定も定めておかなかった。自己の名乗る氏名についても、生児に与える氏名についても、これを制約する規定を設けてなかった。そのために、氏名を自由に選択・変更しうる余地があるものと、一般に考えられるようになった。生児に対して、親が任意の氏名を定めることができるのみならず、各人が自己の氏名をも自由に変更し、市町村役場に届け出るだけで、その効力を生ずるものと信ぜられた。氏に関しては、革命の指導者たちや革命のいろいろな事件などを、自己の新らしい氏として選んで、自らを飾りたいというような気まぐれの者が多く現われた。また、洗礼名すなわち名に関しては、この当時から洗礼名は *prénom* (前名) と呼ばれるようになったが、これももちろん自由に選ばれることになり、抽象的のものや無生物の名を採ったりしたことは、まだあまりその弊害も大きくはなかったが、現存の人たちの氏を採って、自己の名とする者も多くなって、「最も危険な混乱」を生ずることになった。<sup>(5)</sup>

しかるに、このような氏名自由の解釈に対して、はっきりと公認を与えたのが、有名な共和暦二年霧月二四日(一七九三年一月一四日)の国民公会の決定した命令である。この命令は、国民公会において、議員提案によって議決されたものであるが、当時の国民公会の政情を示している最も革新的な命令であった。この命令は、三つの事項を定めているが、うち二つが氏名に関するものであって、その一つは、*Goux* という氏の女が、その氏を変更して *Liberte* という氏にすることを認めよとの提案についてであった。「国民公会は、かの女の採用した新らしい氏を、その現在の住所地の役場に、通常の手続に従って、届出るよう」差戻すと決定した、更に今一つの提案は、逆に、すべての市民が、*Liberte* および *Egalite* という名詞を自分の個有名詞として採用することを禁止すべきではないかというのであったが、この提案については、国民公会は、採択しないことを決定した。その理由とするところは、「各市民は、

法律によって定められた手続に従って、その望みのままに、自ら名乗る権能を有する」からであるとした。<sup>(6)</sup> この規定は、つまり、住所地の市町村役場への単なる届出によって、自由に氏の変更をすることを明文をもって許したものである。この一年来、氏の変更の禁止は、事実上は解かれていたが、これによって完全に自由化されてしまったのである。この解禁によって、新しい氏の濫用の目に余るものがあった。<sup>(7)</sup>

このように、氏名を解放して自由化したために、異常なその濫用と混乱が生じたので、にわかにこれを抑えて正常な制度に戻そうとしたのが、同じく共和暦二年果月六日（一七九四年八月二三日）の命令であった。<sup>(8)</sup> この命令が、前の氏名解放の命令から、わずかに一〇個月しか経っていないのを見ても、国民公会自身が、いかにその弊害に困惑したかということがわかる。<sup>(9)</sup> 本令は、条文七箇条の規定から成っているが、その第一条には、「いかなる市民も、出生証書に記載されている氏名以外の氏名を称することができない。その氏名を捨てた者は、再びそれを回復しなければならぬ」と定められている。また第二条には、「いかなる *surnom* をも、自己の個有の氏に、付け加えることは、同じく禁止される。但し、封建的または貴族的な名称を示すのではなくて、同一家族の成員を互に区別するために従来用いられた *surnom* は、この限りでない」と規定された。第三条は、以上二箇条の規定に違反した者は、六個月の禁錮およびその収入の四分の一に当る罰金が科せられ、再犯は公民権の剝奪ということが定められている。更にまた、第四条には、すべての公務員に対して、いかなる市民についても、出生証書記載の氏名以外または第二条で許された *surnom* 以外の名称を用いること、および、その発給する謄本・抄本類の中に、他の名称を記すことを禁ずるとした。そして第五条には、これに違反した公務員の所罰を定め、第六条には、すべての市民が本令違反の告発をなしうることを、第七条には、裁判所の管轄を規定した。<sup>(10)</sup> この命令は、同じ年の共和暦二年の始めに公布された霧月二

四日の命令による氏名解放を、にわかに旧に引き戻したに過ぎないところの朝令暮改の典型的な一例であるとはいえるだろうが、また他面からいえば、氏名の解放に対する一般市民の渴望とその過度の反応が示されたことは、まことに興味あることであって、これらの法令が、単に革命期の大胆な法令の *aller-retour* であっただけでは説明し尽くせないといわなければならない。<sup>9)</sup> 霧月二四日令によって許された氏名解放の結果は、この果月六日令の氏名制回復のための蔽罰規定によっても十分に回復の実効を挙げることができないので、それから四年後に、共和暦六年雪月一九日（一七九八年一月八日）の命令を出さなければならぬことになった。<sup>10)</sup> この雪月一九日令というのは、総裁政府が、特に前の果月六日令の実施を強化するために公布されたものであって、その前文にも、「その法律（共和二年果月六日令）が、しばしば違反されること、および今やこの違反について痛憤すべき時にいたったということを考慮し、市民および公務員が、その法律の設けている規定の正確な順守をなすべきことを喚起せしめんとして」と述べている。本文四個条の条文は、すべて違反摘発についての司法、行政、軍隊などの公務員たちの一そうの努力を要請するためのもので、またそれらの者の職務怠慢に対して蔽罰を科すためであった。

中間法の諸法令中で最も重要なものは、共和暦一一年芽月一日（一八〇三年四月一日）法である。この法律は、氏名制度の基本的な事項を定め、共和暦一一年、第一統領ボナパルトの治下、ナポレオン法典制定の前の年に公布されたもので、以来一六〇年間今日にいたるまで施行力を失わない現行法だからである。この法案が議会に提出されたときに、政府委員としてコンセイユ・デタの評定官ミオー *Miot* は、次のように提案理由を説明している。「実際に知られる通り、従来からのいかなる規定も、まだ今日まで、〔他人の〕現存の氏を自己の子の名として与えることを禁止しているものがない。いかなる規定も、革命の嵐の中で、不謹慎な父親または知人によって、名乗るのに赤面し、

または不安を感じずような氏名を与えられた者が、これを変更して、当人のその一生を通じて自己の向上または運命の妨げとなりうるほどまことに強力な世評ともなる障害をば取り除くところの権能を与えられていない。なお法律は、いかなる機関に対しても、過去の立法が氏の変更を許したような場合についても、その変更を許可する権限を認めていない。政府が、わたくしをして、政府の名でここに提出する法案を採択せられることを望むのは、この欠陥を補つて、法律の沈黙が日々発生せしめるところの誤りと濫用に終末を告げさせたためである」と。<sup>(1)</sup>

この法律は、第一章を名 *Des prénoms* と題して第一条から第三条まで、第二章を氏の変更 *Des changements de noms* と題して、第四条から第九条までを規定している。名については、本法公布以後においては、種々の曆の中に使われている名と昔の歴史の人物の名だけが、子の出生を証するための身分登録簿に、名として (*comme prénoms*) 記載することができる。公務員はその証書の中に他の名を記すことを禁ぜられる<sup>(一)</sup>。現に自己の名として現存の氏とか、前記の名称に含まれていないところの何らかの名を名乗っている者は、その変更を申請することができる<sup>(二)</sup>。右の変更は、身分証書の訂正を命ずる郡裁判所の判決によってもできる。この判決は、変更を申請する本人が成年者または解放未成年者ならば自身で、また未成年者ならば父母または後見人によって、単なる尋問の上で、与えられる<sup>(三)</sup>。氏の変更に関しては、氏の変更について何らかの理由のある者が、政府にその申請をすることができる<sup>(四)</sup>。政府は行政規定のために定められた手続で許否を決する。変更の許可は、一年後に執行される<sup>(五)</sup>。その一年間、すべての者は政府に対して氏変更許可の取消を求めることができる。その異議申立が理由ありと判断せられた場合には、政府は取消を命ずる。異議申立のない場合またはその申立が認められない場合には、氏の変更許可は、前記期間満了によって完全な効力を生ずる<sup>(六)</sup>。氏の変更を生ずべき身分の問題に関する現存の法律の規定

は、本法によって何ら改められるものでない。それらの問題は、従来通り裁判所の訴訟手続で訴及することができる。  
(九同法)

以上、条文の内容を摘録したが、これらの規定の詳細な解説は、すでに別稿で述べたことであるから、ここには省略する。<sup>(註)</sup>

- 注 1 Sirey, Lois annotées, 1789 à 1850, p. 148.
- 2 Sirey, p. 207.
- 3 Sirey, p. 32—33.
- 4 Répertoire, Nom, n° 18;—Dauzat, Noms de famille, p. 133;—Regnault, p. 291.
- 5 Sirey, p. 628' sous-note.
- 6 Sirey, p. 273-274.
- 7 Plantol, n° 381 note;—Carbonnier, n° 59.
- 8 Sirey, p. 304.
- 9 Carbonnier, n° 59.
- 10 Sirey, p. 438.
- 11 Sirey, p. 438 sous-note.
- 12 木村「フランス法における氏名」(法学論集六卷四号二七頁以下、七卷一号三三頁以下)。

## 余 論

おわりに、この小史を通じて見ると、フランスの氏名制度は、わが国のそれと較べて、かなり発展を異にして来たと考えられるので、その相異なる点をいくつか挙げてみたいとおもう。人名制度の差異が、根本的には言語の相異か

ら生ずるものであることは、もちろんであるが、それはしばらくおいて、ここでは制度的な対比を述べてみたい。

第一には、フランスの氏名制度の発達は、自生的であって、長い年代を経て漸進的に完成にいたったものである。フランス固有の制度としては、八世紀ころから次第に成立し、基督教の影響を受けた洗礼名と、慣習的に与えられた *surnom* が結びつき、*surnom* は相続されるようになって氏を形成するにいたった。革命時代に、一時急激な動揺があったが、それはわずかに数年間のことに過ぎないで、間もなく旧に復して安定に戻った。その際に、制度の基本として、共和暦一一年法とナポレオン法典の諸規定が定められたのである。わが国の氏名制度は、きわめて早い時代から、一部には、いわゆる氏姓の制度が行われ、特にそれが賜姓という方法によって促進されたことが特徴であった。しかし、一般的な氏名制度としては、それが完成を見たのは、明治維新の大変革によってであって、その際に氏名の解放という形で、一挙に飛躍的に発展したものと見えるだろう。<sup>(1)</sup>これに較べて、フランスの氏名制度の発展は、徐行的であり、一般的であったと考えられる。

第二に、氏は、フランスでは父から子へと継承する。このことは古来厳守されて来た。父の氏を継承することが可能な場合だけ、母の氏が継承された。婚姻に因っても、妻は婚姻前の氏を当然には失わない。婚姻中、夫の氏を称するだけである。また、アンシアン・レジームでは、養子縁組を認めなかったから、養子の氏という問題もなかった。このように、氏の継承が厳格であったということ、のみならず、その変更が、任意の変更も身分変動に伴なう変更も許されなかったことは、今日において、現存の氏の由来を正確にたずねることを可能ならしめている。現存の氏は、その数およそ十数万と推計されているが、<sup>(2)</sup>何世紀にも遡って、その源流を探ることが出来るものも少なくないといわれている。<sup>(3)</sup>わが国での氏は、必ずしも父子の血縁に伴なうのではない。血縁と氏を称することとの関係は、やや複雑

である。古くは氏族の名称として、後には家の名字として、また先年の民法改正までは民法上の家の名称として、そして現行法の下においても、氏は当然に父子の血縁関係によって称せられるものではない。氏の数は、現在八万ないし十万くらいあるだろうといわれているが、その大多数は明治初年の新設にかかるものであって、遠く沿革をたずねる必要もないし、少数の旧来の氏も変遷を経ているだろうから、遡って原初を正確につきとめることは困難な場合が多いだろうと考えられる。この点から見ると、フランス人の氏は、家系についても語源についても、遡り易いようである。

第三には、出生名について、フランス法では、選名または命名はいちじるしく制約されている。中世以後、慣習上主として基督教的な洗礼名が一般に用いられて来たが、共和暦一年の法律は、選名の範囲を、各種の暦の中に用いられている名と昔の歴史で有名な人物の名だけに限ることにした。これは、われわれから見ると、重大な制限を加えたものである。「各種の暦」としたのは、従来ひろく使用されていたカトリックの暦のほかに、新たに当時の革命政府によって作られた共和暦を用いるべきことを勧奨したのであったが、共和暦の中の一日一日に名づけられている名は、出生名として用いるには適しないようなものが多く、結局は従来用い慣れたカトリックの暦に載せられている聖徒の名を採用するのが通例であった。「昔の」歴史で「有名な」人物の名という範囲がやや明確でないが、やはり相当な制約である。ここに手もとにあるやや実用的な一冊の選名辞典を見ると、収載している名の数は、わずかに約五百に過ぎない<sup>(5)</sup>。著者のいうところによれば、現にほとんど用いられていない名や、滑稽な名や、大部分の軍人・政治家の名や、聖書の中によく知られている名などを除外したと断っている。これら除外されている名をも含めて数えたとすれば、総数は数倍になるだろうと。それにしても、フランス人が出生名として用いることのできる名の数は、



三千か四千、おそらく五千を出ることはあるまい。

わが国では、昔から命名についての制限はあまりなかった。用字について、いくらか慣例上の制約があったとしても、法令をもって、厳格な制限を加えるということとはなかったようである。明治初年の太政官布告は、命名用の文字に若干の制限を設けたが、<sup>(6)</sup>現在では、この種の制限は廃止された。しかし、現行戸籍法は、新たに、命名用の文字は「常用平易な文字」に限ることを定め<sup>(戸籍法、五〇条)</sup>、その「常用平易な文字」の範囲を、当用漢字・命名用漢字・片かな・平がなに限定した<sup>(戸籍法施行規則六〇条)</sup>。この規定は、従来の命名の自由に大きな制限を加えたものともいわれているが、言語の性質上、この範囲内でも、作り出すことのできる名の数は無限であろう。これに比較すると、フランス法の制限は、まことに厳格なものであるといわなければならない。ただし、名は二つ以上も付けることができるので、複数の名を命じて、ここに変化を求めることができるようになっていく。

第四には、氏名の階級の性格ということについてであるが、フランス法の歴史の中では、氏についても名についても、階級的な規制はほとんど認められない。ただ、封建貴族の間では、所領の地名を氏に付加し、または氏に転化させたが、この慣例は厳密に貴族のみに限られたものではなかったし、これに関して特に定められた法規があったのではない。わが国において、古く氏が階級的な性質を帯び、明治以前には、氏を称する階級と氏を称しない階級とはつきりと別れていたこと、また名の選定についても実際上は、いくらか階級的制約を受けていたことと比較してみると、明らかに対照的である。しかし、この法制の表面に現われたことだけを見て、フランス人が、氏名に関して階級意識をもたなかったと断定することはできない。氏の外見を貴族らしく見せようとする欲望が、実に執拗に追求されていたことは、各時代の氏変更の禁止令によっても、または一八世紀一九世紀にしばしば氏名権紛争として判例の

中に現われている事件によつても、これを祭することができる。フランスの貴族の数は、一七八九年の貴族制度廃止の際を基準にして、およそ一二、〇〇〇家族（人数にして約六〇、〇〇〇人）もあつたということであり、この中の四、〇〇〇家族は、いわゆる *noblesse immémoriale* に属するものであつて、その由緒を明らかにすることが容易でないくらい古い貴族であつた。<sup>(7)</sup> このように多数で、しかも公式の登録簿さえ備っていない貴族のことであるから、偽称・詐称なども多く、紛争を生ずることもしばしばであつた。

第五に、氏名の変更は、氏の変更にしても名の変更にしても、フランス法では古来厳禁であつた。フランス革命前にはわずかに国王の特許によつて許されるだけであつた。革命時代に一時的に自由であつたことがあつたが、その後はまた、法定の特別の場合以外には、氏の変更はその許可を政府に申請しなければならぬが、これが禁止に近いほどの困難さである。一八〇三年から一九五六年までの一五四四年間に正式に許可された氏の変更は、一二、〇〇〇件ほどに過ぎない。<sup>(8)</sup> 年平均にすると、わずか七八件である。この数は、ころみにわが国の改氏許可に比しても、一つの大阪家庭裁判所の許可の数にも及ばない。<sup>(9)</sup> いかにも厳格であるかということがわかる。名の変更についても、フランス法はもとより厳禁であつて、わが国におけるその許可が比較的容易であるのと大に異なる。<sup>(10)</sup>

第六に、氏名の公証は身分登録簿によるのであるが、出生、婚姻および埋葬の登録簿が、実用上の必要から、カトリックの司祭の手で正式に作られ始めたのは、ようやく中世の中頃以後のことである。身分の登録が教会の手を離れて、国の公的の制度となつたのは、大革命以後に過ぎない。わが国において、古代から精密な戸籍を備え、後に次第に行なわれなくなつたが、近世にいたつては、人別帳の類をもつて完全に公証に資していたのと比較して、フランスの身分登録制度は、全国統一的な制度としては、きわめて歴史の浅いものであることが知られる。このように身分登録

制度の完成のおくれた原因は、詳しくはわからないが、信教についての複雑な事情の影響が、その一つとして考えられるし、また税制の統一が欠けていて、徴税の必要から登録を促進せしめることになかったのも原因の一つではなかつたかと推測される。

注1 木村「氏名の制度」法字論集・関西大学創立七十周年記念特集二〇五—二〇七頁。

2 Dauzat, Dictionnaire, VI-VII. この辞典の中に原形・変形合せて約三万の氏が収録されて、その語源、語義、形成の時代、および地方的変形などが解説されている。著者は、氏の総数が、十五六万になるように推定している。

3 Durye, p. 84 suiv.;—Dauzat, Dictionnaire, XVII-XVIII.

4 柳田國男「地名の語その他」(昭和八年函書院)四七頁。

5 Antoine Audelbert, Dictionnaire analytique des prénoms, 1956.

6 木村「氏名の制度」一九六—二〇〇頁参照。

7 Philippe du Puy de Clinchamps, La noblesse, p. 67.

8 Durye, p. 119;—Jérôme, Dictionnaire.

9 例え<sup>ば</sup>、大阪家庭裁判所「昭和36年度・家庭事件のすう勢」(1961年度報告)によると、戸籍法による氏の変更の許可(認容)は、同年度に<sup>おいては</sup>八五件である。

10 大阪家庭裁判所の昭和36年度における戸籍法による名の変更の許可(認容)件数は四一三である。